〇新潟県柏崎市環境基本条例 平成8年3月22日条例第11号 改正

平成18年9月22日条例第51号 令和元年6月25日条例第6号 新潟県柏崎市環境基本条例

目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針 (第9条)

第2節 環境基本計画 (第10条)

第3節 基本施策の展開(第11条—第19条)

第4節 地球環境保全 (第20条)

第3章 環境審議会 (第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営む上で必要とする快適な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当広範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「環境の日」とは、環境基本法(平成5年法律第91号)第10条第2項に定める「6月5日」をいう。

(環境の保全に関する基本理念)

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、広く市民がその恵沢を享受するとともに、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、全ての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

4 地球環境保全は、全ての事業活動及び日常生活において着実に推進されるとともに、国外の地域との間における国際協力を通じて積極的に推進されなければならない。

(市の青務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する

環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の日の趣旨にふさわしい行事の実施)

第7条 市長は、事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲と決意を高めるため、環境の日の趣旨にふさわしい行事を実施するよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第9条 市は、この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図るとともに、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 環境への負荷の低減のため、資源・エネルギー等の循環を基調として展開すること。
- (2)人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が 良好な状態に保持されること。
- (3) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的 社会的条件に応じて保全されること。
- (4) 人間と自然との共生を基本とし、自然との豊かなふれあいを確保すること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第21条に定める柏崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 基本施策の展開

(施策の策定等に当たっての環境配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業にあっては、その事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずることができる。

(環境の保全上の支障防止)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷低減のための経済的措置)

第14条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を とることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的助成を行うための必 要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第15条 市は、緩衝緑地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、下水道及び廃棄物の公共的な処理施設の整備並びに交通施設その他の環境の保全上の支障防止に資する公共的施設の整備を推進し、並びに森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育及び自発的活動の支援)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともにこれに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の保全に関する事項について情報の収集及び調査に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測等の体制の整備に努めるものとする。

(広域的協力の推進)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を講じ、又は推進するに当たり、他の地方公共団体との連携及び協力を 図るよう努めるものとする。

第4節 地球環境保全

第20条 市は、地球環境保全が人類共通の問題であり、社会の全ての構成員の連携した取組が必要であることにかんがみ、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染の防止その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 環境審議会

第21条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、柏崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1)環境基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議すること。
- (4) その他環境の保全に関し必要と認められる事項について調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 一部改正〔平成18年条例51号・令和元年6号〕